

委 託 契 約 書 (案)

- | | |
|-------------|--|
| 1 委託業務の名称 | BSE検査用検体輸送業務 |
| 2 委託期間 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで |
| 3 委託業務の実施場所 | 岩手県南家畜保健衛生所
奥州市水沢佐倉河字東館 41-1 |
| 4 委託料 | 1回あたり 金 _____ 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 _____ 円) |
| 5 契約保証金 | 金 _____ 円 |

岩手県（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）とは、上記の業務について、次のとおり契約を締結する。

第1 甲は、別添業務委託仕様書に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

第2 甲は、乙に対し、委託業務の実施に関し、必要な事項を指示することがある。

2 乙は、委託業務の実施に関し必要があると認められる場合は、甲の指示を受けるものとする。

第3 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、若しくは一時中止することができる。

2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更するとき、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

第4 乙は、毎月の委託業務が完了したときは、速やかに委託業務完了報告書（様式第1号）を甲に提出し、その確認を受けなければならない。

2 甲は、前項の規定による書類を受理した場合は、受理した日から10日以内に当該書類を審査し、必要に応じて実地検査を行い、委託業務の実施状況がこの契約に適合しないと認めるときは、これを適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。

3 乙は、前項の指示に従って措置した場合には、その結果を甲に報告するものとする。

第5 乙は、毎月の委託業務について完了確認を受けた後に、委託料請求書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による書類を受理した場合は、その日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

第6 甲は、自己の責めに帰すべき理由により委託料の支払いを遅延した場合は、乙に対して、支

払の日までの日数に応じ、支払を遅延した委託料につき年 パーセント (注1) の割合で計算した額の遅延利息を支払うものとする。

注1 令和7年4月1日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律 (昭和24年法律第256号) 第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率とする。

第7 甲は、乙が甲の指定する毎月の期日に、委託業務を実施しなかったときは、契約金額に期間契約輸送回数を乗じて得た金額に対して遅延日数に応じ、年 パーセント (注2) の割合で計算した違約金を徴収することができる。

注2 令和7年4月1日において適用される会計規則 (平成4年岩手県規則第21号) 第117条第1項で規定する違約金の徴収率とする。

第8 第4条第2項の規定による検査に合格した後、委託業務に契約の内容に適合しないものがあると認められた場合は、甲は、乙に対し、期限を指定して再履行を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が再履行の催告をし、乙が指定した期限までに再履行をしないときは、甲は、乙に対し、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

第9 甲は、天災地変その他この契約締結後に生じた事情の変更により、委託業務の実施を継続する必要がなくなったときは、契約を解除することができる。

第10 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 委託業務を実施できなくなったとき。
- (2) 正当な理由なくしてこの契約に違反したとき。
- (3) 甲が行う調査を妨げ、若しくは甲が求める報告を拒み、または、第2第1項若しくは第4第2項の規定による甲の指示に従わなかったとき。
- (4) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等 (乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合はその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限をもつ事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。) が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。) 第2条第6項に規定する暴力団員 (以下この号において「暴力団員」という。) であると認められるとき。

イ 暴力団 (暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)

- 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 委託事業を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が、これに従わなかったとき。

2 前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

2 前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は損害賠償として1回あたり委託料に業務委託仕様書記載の輸送予定回数を乗じて得た額の100分の5に相当する額を甲に納付するものとする。

3 前2項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

第11 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 委託業務の変更に伴い、委託金額が当初の委託金額の3分の1以下になるとき。
- (2) 第3第1項の規定による委託業務の中止期間が委託期間の2分の1を越えたとき。
- (3) 甲が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したとき。

第12 乙は、第10の規定によりこの契約を解除された場合において、既に委託料の支払いがなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

2 乙は、前項の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納入期限までに納入しなかったときは、納入期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年 パーセント (注3) の割合で計算した延滞金を甲に納付するものとする。

注3 令和7年4月1日において適用される会計規則第117条第1項で規定する違約金の徴収率とする。

第13 乙は、第10第1項の規定により、契約を解除された場合はこれによって生じた甲の損害を賠償しなければならない。

2 甲は、第11の規定により契約を解除された場合はこれによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。

3 前各号の賠償額は、甲、乙協議して定める。

第14 乙の代表者又は使用人、従事者は、委託業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第15 乙は、自己の責めに帰すべき理由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第16 乙は、この契約履行に当たって、暴力団等による不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は甲に報告するとともに、警察に通報しなければならない。

第17 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

第18 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときはこの限りではない。

第19 乙は、委託業務に係わる経理を明らかにした関係書類を整備し、委託期間満了日から5年を経過する日まで保存するものとする。

第20 この契約によりがたい事情が生じたとき、又は、この契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 岩 手 県

契約担当者

県南広域振興局長

(乙)

(様式第1号)

年 月 日

県南広域振興局長 様

住 所
会 社 名
代 表 者 名

印

委託業務完了報告書

令和 年 月 日付けで締結した委託契約について、令和 年 月分が完了したので報告します。

記

- 委託業務の名称 B S E 検査用検体輸送業務
- 全体委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 委託業務の実施状況 令和 年 月分 輸送回数 回
- 完了年月日 令和 年 月 日
- B S E 検査用検体受領の状況に関する証明書
様式第1号付表 B S E 検査用検体受渡書のとおり

年 月 日

県南広域振興局長 様

住所
氏名

印

委 託 料 請 求 書

BSE検査用検体輸送業務委託契約に従って実施した委託業務の委託料を次のとおり請求します。
記

1 委託料請求額 円
(年 月分)

2 振込先銀行名
銀行 店
(預金 口座番号)